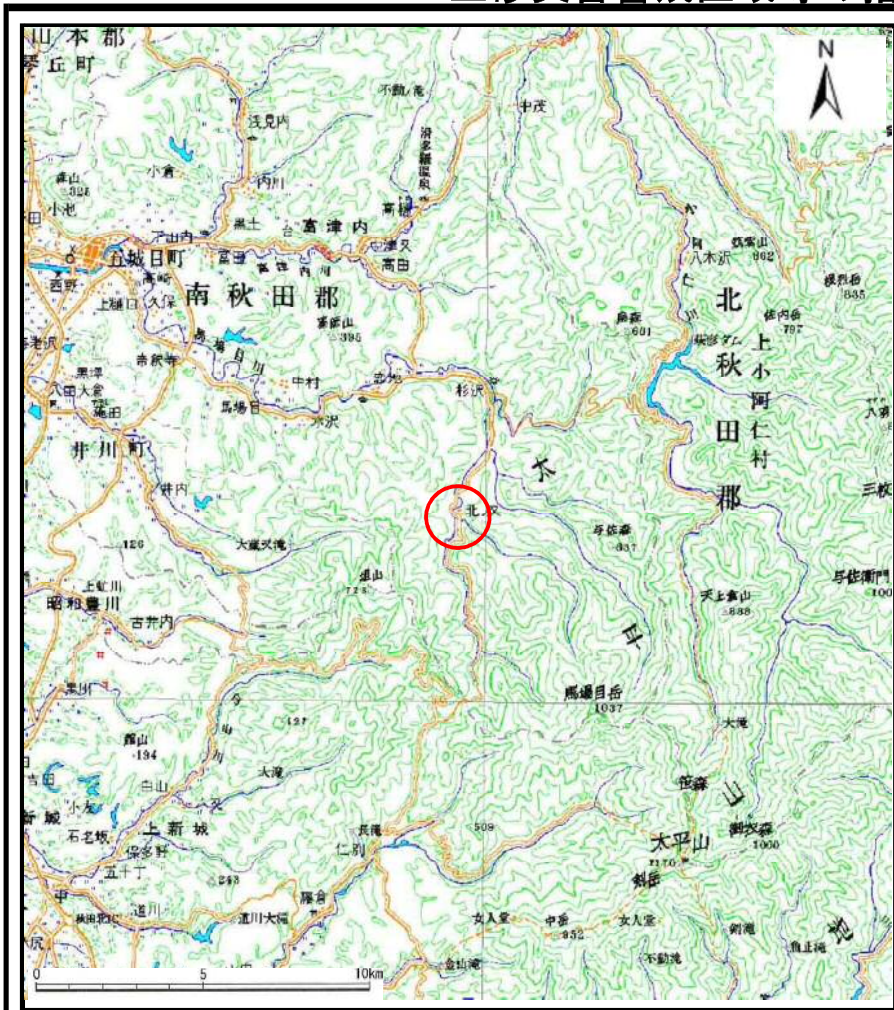
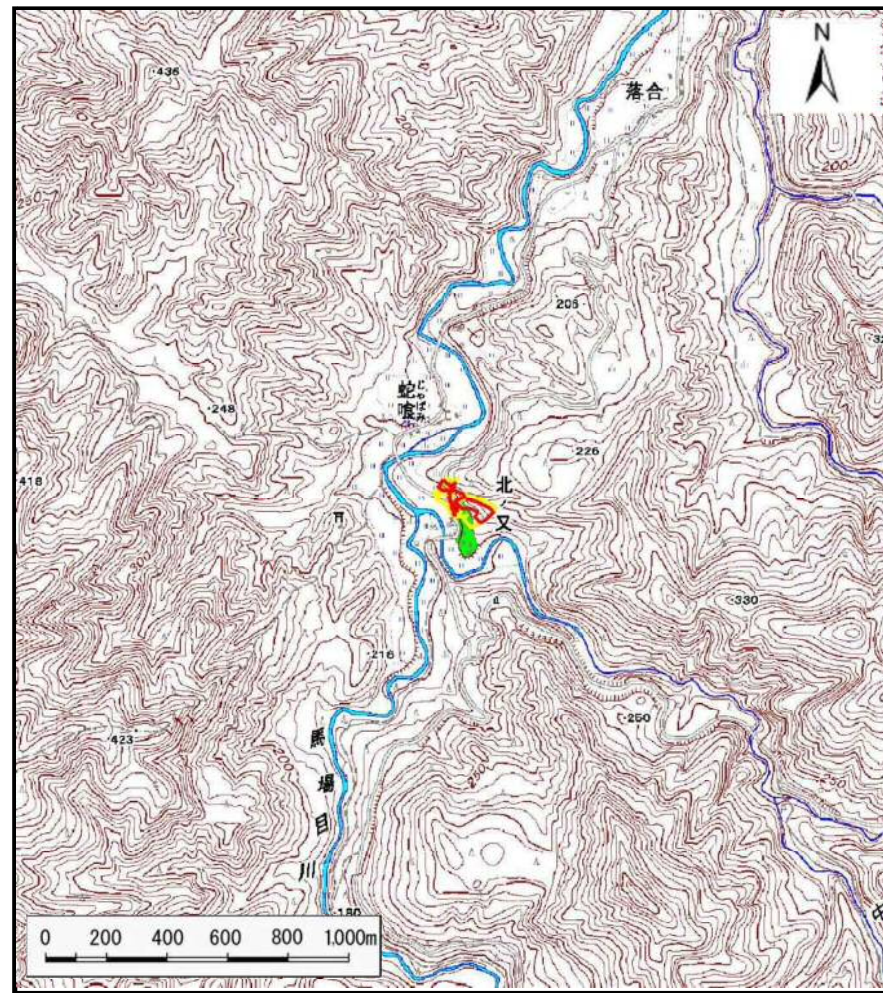


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

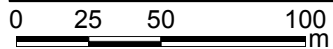
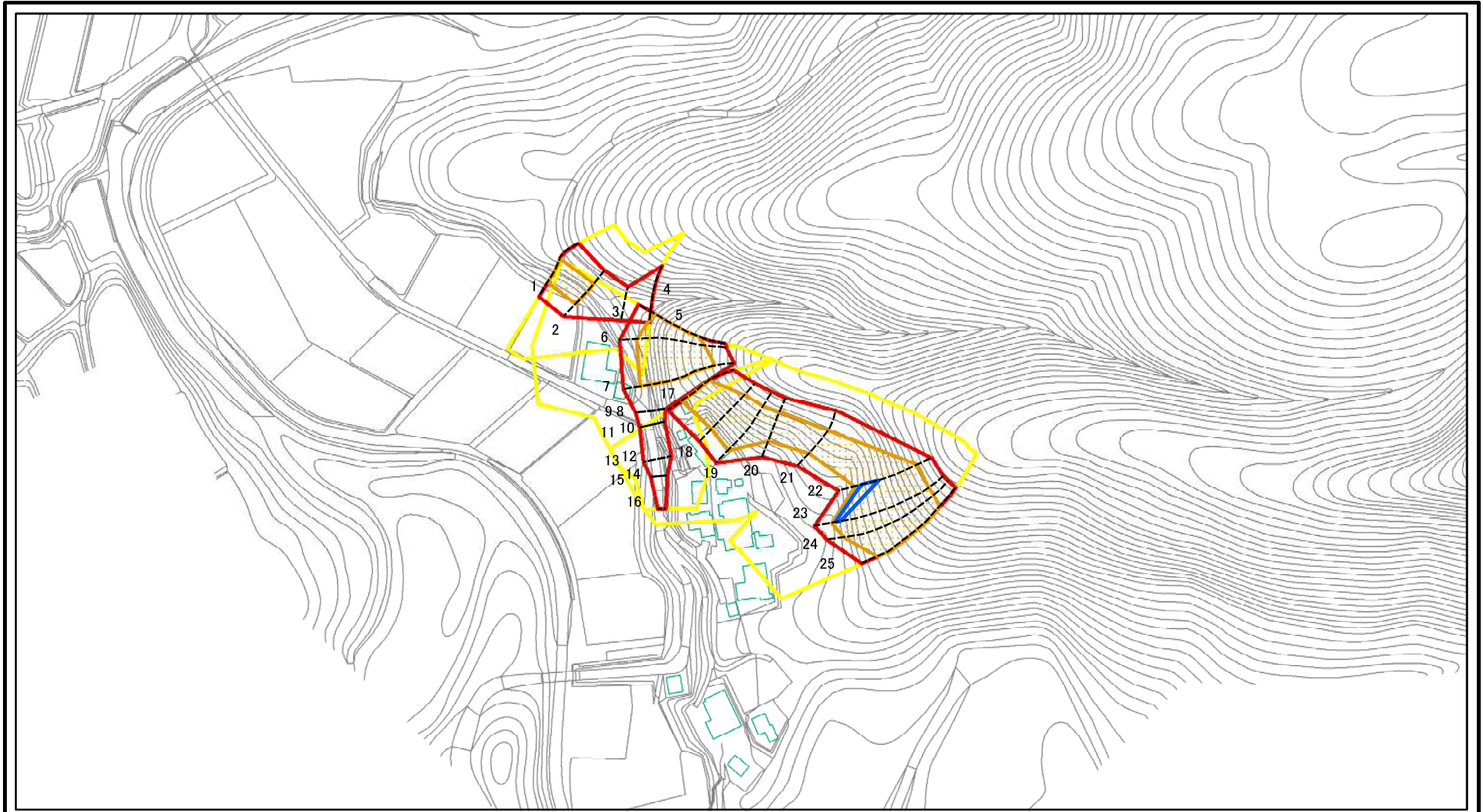


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	II-628
	箇所名	北ノ又
	所在地	秋田県南秋田郡五城目町馬場目字北ノ又

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 平29情複、第889号）

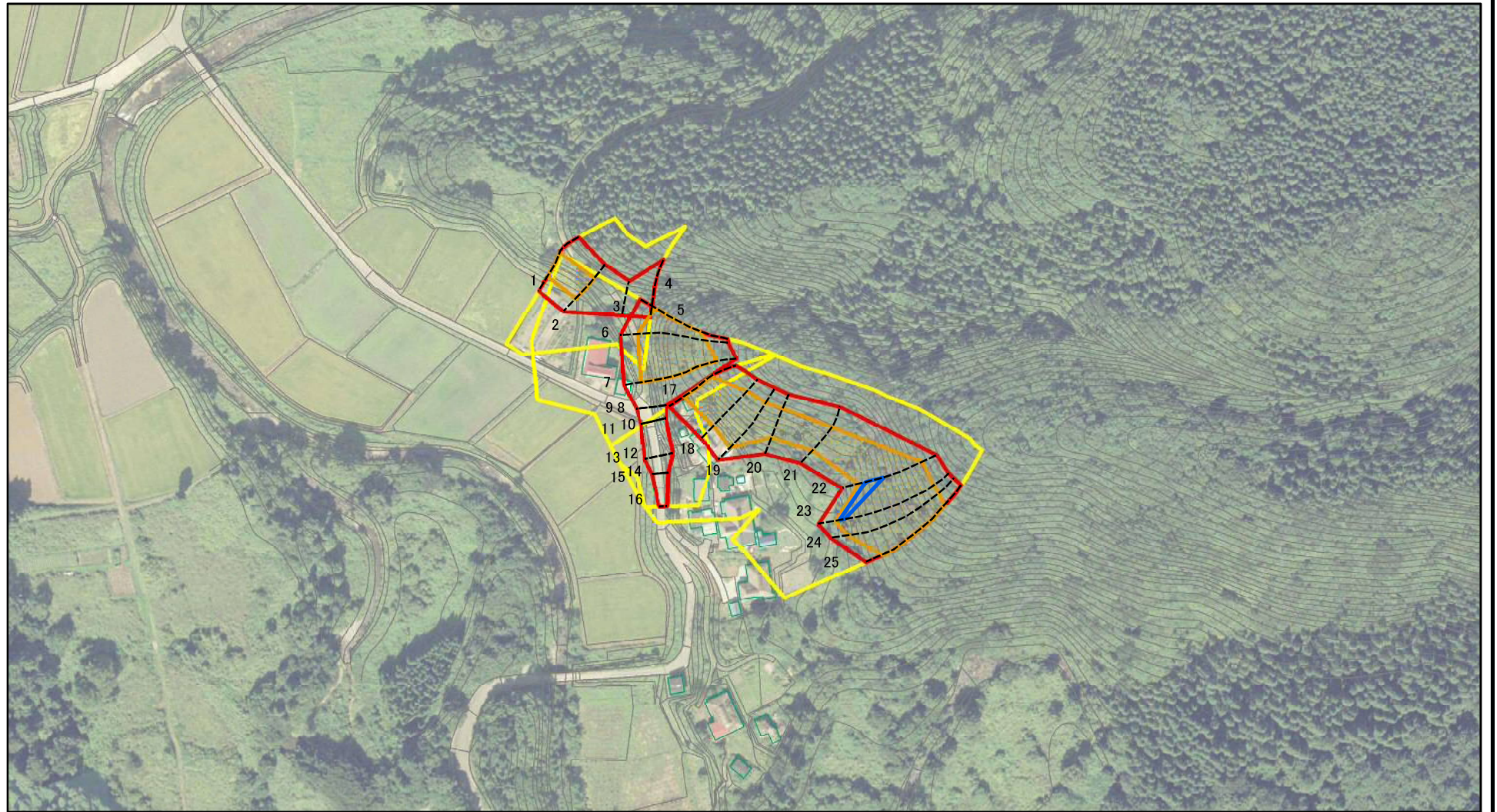
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町馬場目字北ノ又
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域							

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

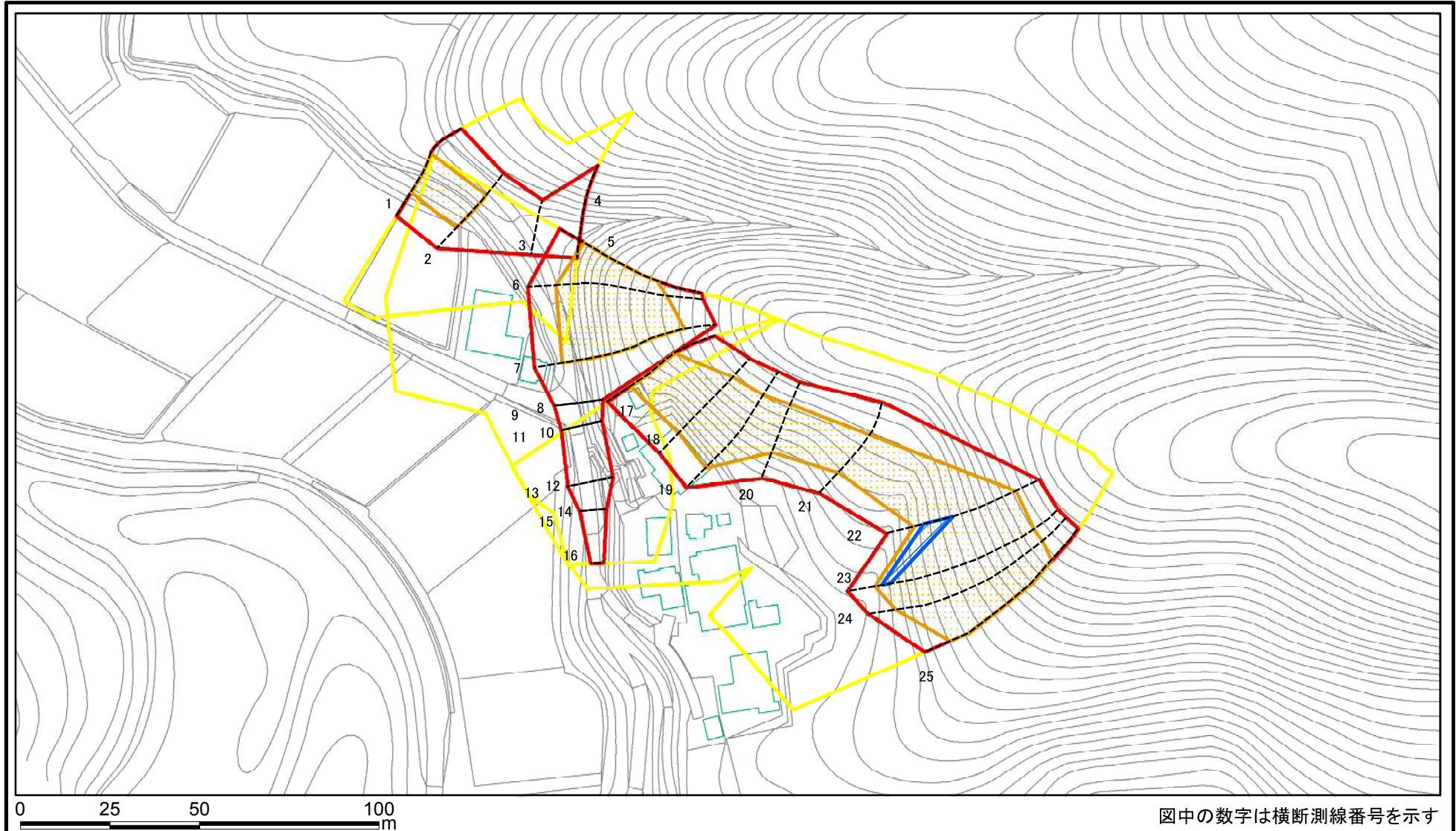
様式-2(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

	縮尺 1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町 馬場目字北ノ又

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



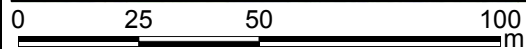
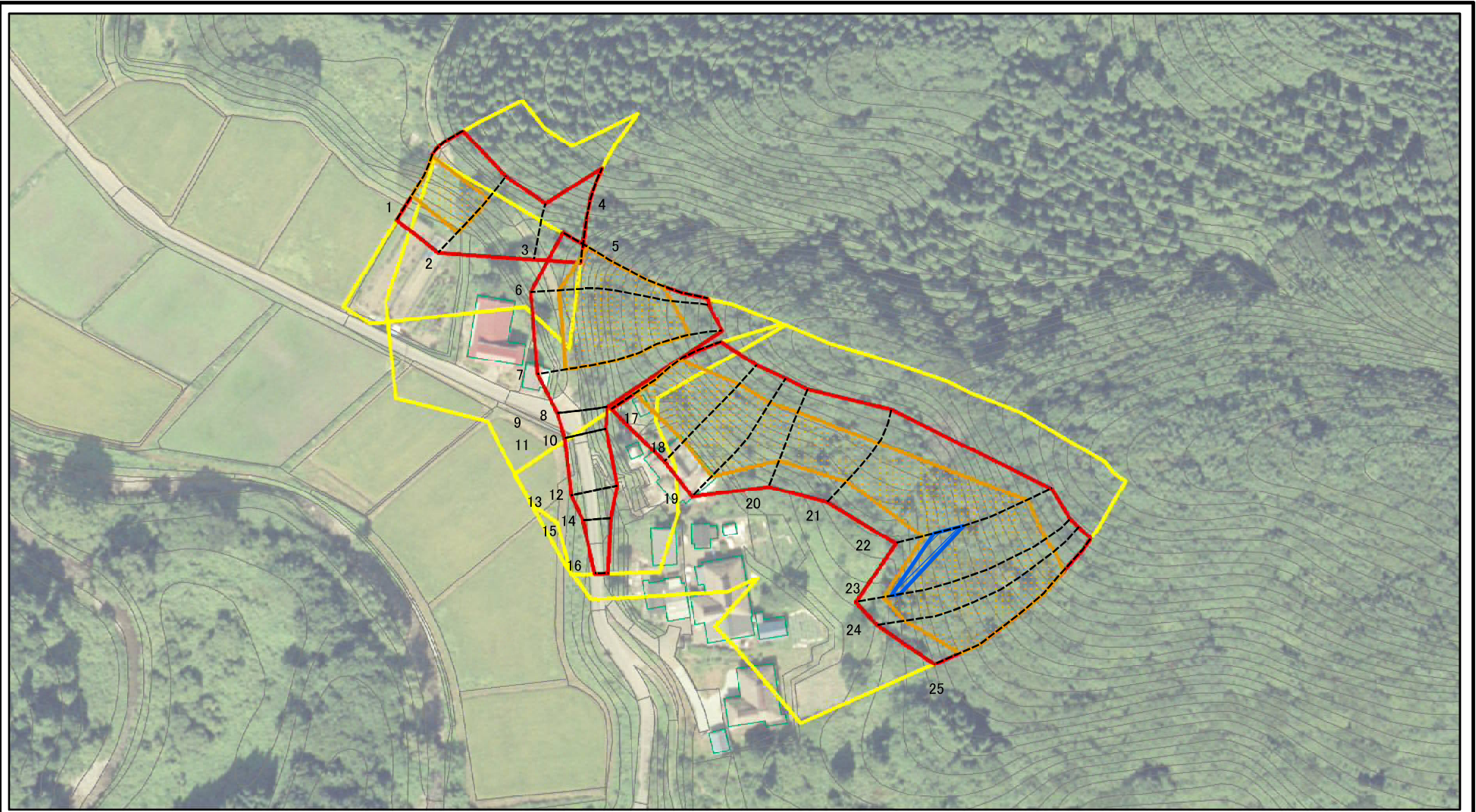
様式-2-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺  
1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町馬場目字北ノ又

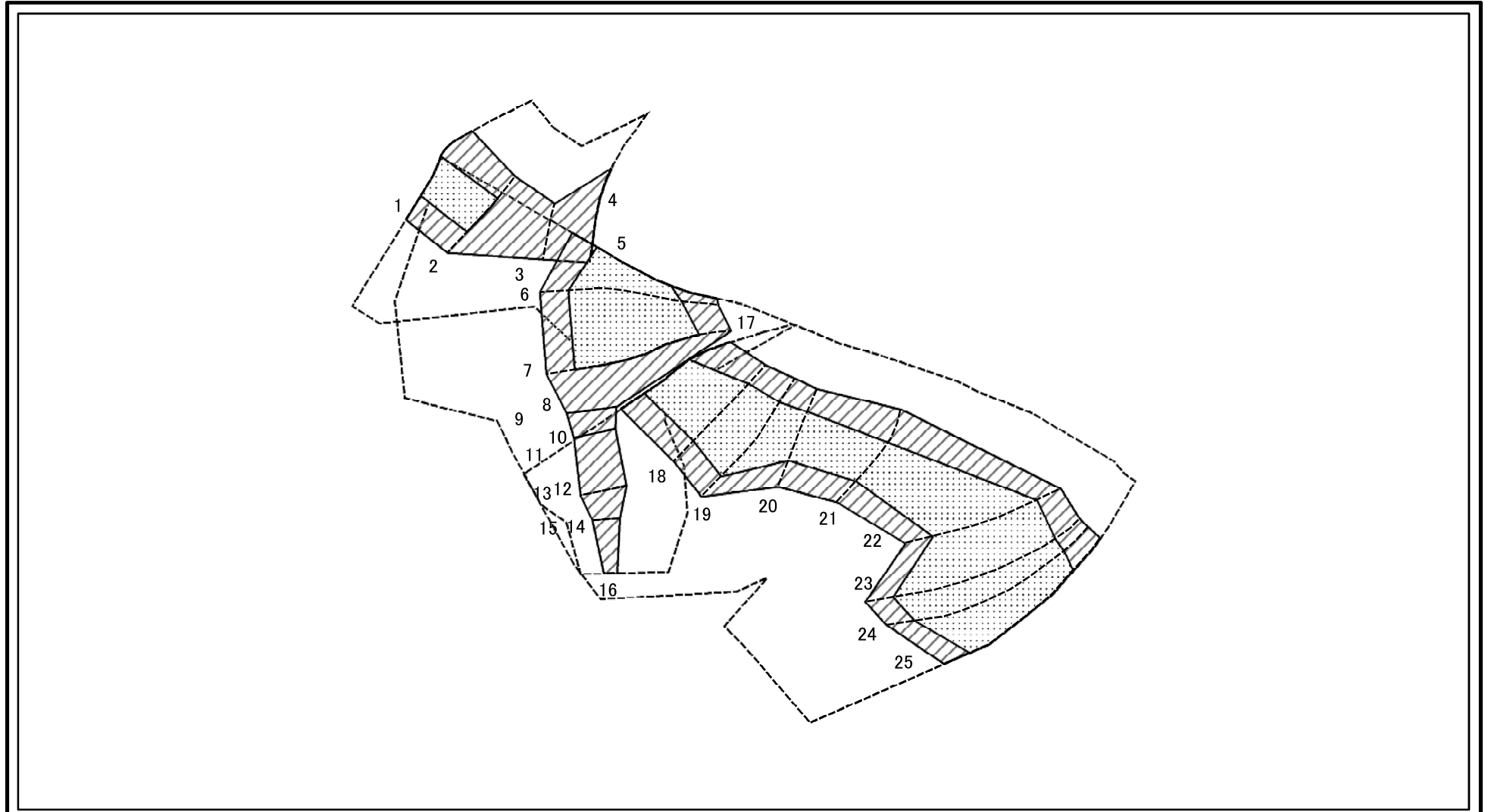
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2-1(急)</b> <b>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</b> <b>区域図(その2)</b>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	  		告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町馬場目字北ノ又

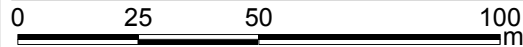
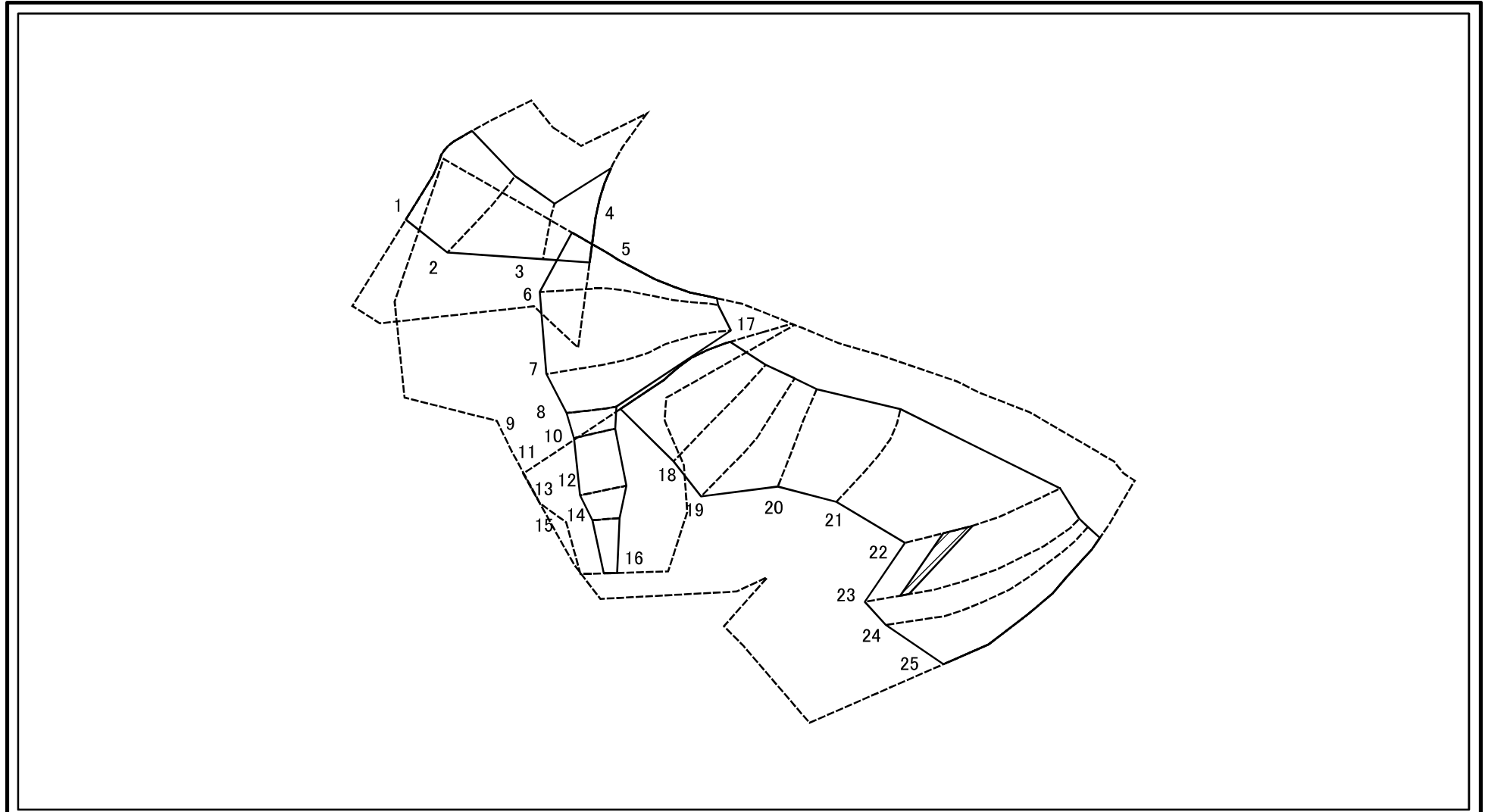
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町 馬場目字北ノ又

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
		それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町 馬場目字北ノ又

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	129.71	1.00	100.00	1.00	-	-	11.67	2.31	~								
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	11.67	2.31	~								
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	11.03	2.18	~								
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
5 ~ 6	137.61	1.00	100.00	1.00	-	-	14.16	2.80	~								
6 ~ 7	145.34	1.00	100.00	1.00	-	-	15.05	2.98	~								
7 ~ 8	-	-	100.00	1.00	-	-	15.05	2.98	~								
8 ~ 9	-	-	92.42	1.00	-	-	13.61	2.69	~								
9 ~ 10	-	-	92.42	1.00	-	-	13.61	2.69	~								
10 ~ 11	-	-	81.89	1.00	-	-	11.31	2.24	~								
11 ~ 12	-	-	91.94	1.00	-	-	11.31	2.24	~								
12 ~ 13	-	-	91.94	1.00	-	-	8.80	1.74	~								
13 ~ 14	-	-	91.94	1.00	-	-	8.80	1.74	~								
14 ~ 15	-	-	66.39	1.00	-	-	7.93	1.57	~								
15 ~ 16	-	-	66.39	1.00	-	-	10.95	2.17	~								
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
17 ~ 18	146.66	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
18 ~ 19	146.66	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
19 ~ 20	145.95	1.00	100.00	1.00	-	-	15.00	2.97	~								
20 ~ 21	138.11	1.00	100.00	1.00	-	-	14.16	2.80	~								
21 ~ 22	152.78	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
22 ~ 23	152.78	1.00	100.00	1.00	17.48	3.46	15.16	3.00	~								
23 ~ 24	148.95	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
24 ~ 25	144.92	1.00	100.00	1.00	-	-	14.85	2.94	~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-628
	告示番号	第178号	箇所名	北ノ又
	告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県南秋田郡五城目町 馬場目字北ノ又